

いわき市告示第335号

本市の区域内の字の区域を次のとおり画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同項の規定による告示の日から生ずる。

令和7年3月19日

いわき市長 内田広之

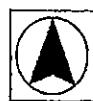


字界変更調書

変更後の字名	変更前の字名	左に包含される区域
中央台高久 五丁目	平上、高久	101の16
	字大日作	
	平上山口	33
	字小喜目作	
	平上山口	33の11
	字浜ノ作	
	平上山口	1の4、8
	字金折平	
	平上山口	8の6
	字日渡	
平下山口	字後沢	23の1、37の4、38の4
	字桃木沢	2の1、2の5
	字大沢	1の1、2の44



いわき市平上高久、平上山口及び平下山口字界画定区域



変更後	変更前
中央台高久五丁目	平上高久字大日作
	平上山口字小喜日作
	平上山口字浜ノ作
	平上山口字金折平
	平上山口字日渡
	平下山口字後沢
	平下山口字桃木沢
	平下山口字大沢

